

【緊急！】消費者トラブル注意報 第94号 トイレ修理に伴う高額請求にご注意

「トイレ修理を頼んだら、『やってみないと金額はわからない』と言われ、作業後に高額な代金を現金で請求された」「トイレ排水管の修理で、機械の使用料として高額な追加料金を請求された」などの相談が寄せられています。

□相談事例

- トイレが詰まり、緊急に修理を頼んだら、業者から「やってみないと金額はわからない」と言われた。修理はすぐ終わったが、代金20万円を現金で払うように言われた。
- トイレ排水管の修理を頼んだら、「機械の使用料が追加されることになる」と言われ、工事が終わってから23万円を請求された。
- トイレ部品の交換を依頼したら、作業の途中で「別の個所も修理が必要だ」と言われたので了承した。作業後に10万円を追加して請求された。

□消費者へのアドバイス

- ①緊急の修理依頼であっても、事業者が作業に取りかかる前に見積書を受け取り、料金や作業内容を慎重に確認しましょう。
- ②追加の修理が必要と言われても、事業者の説明をうのみにせず、家族や支援者に相談し、納得できない工事はきっぱり断りましょう。
- ③急なトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日頃から集めておきましょう。

お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■最寄りの警察署または警察安全相談電話 #9110

(相談受付時間：24時間)

【問合せ先】熊本県 環境生活部県民生活局 消費生活課
小澤、西村 Tel:096-333-2308